

各部（局、室）長 様

企画政策部長 嘉瀬 秀雄

平成16年度予算編成方針について（依命通達）

我が国の経済は、いまだ景気回復の明確な兆しが見えず、今後も厳しい状況が続くものと予想されます。

国が進める構造改革の前提は、少子高齢社会の到来、そして、近い将来、人口減少に転じることなどを含め、社会経済構造の大きな転換局面に立っているということであり、また、構造改革の目指すべき方向は、様々な分野における構造改革を推進し、活力にあふれる民間部門とそれを支える効率的で持続可能な公的部門を構築していくということにあります。

国、地方を通じて、財政は非常に厳しい状況となっており、まさに、持続可能な財政の確立に向けて、着実な財政収支改善努力を行っていく必要が生じています。

地方財政は、税収の落ち込みなどにより引き続き大幅な財源不足が見込まれるとともに、地方交付税の振替えとしての地方債発行が次年度以降も継続されると予想され、今後も借入金が増加していくことが見込まれます。

一方、本年6月に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」においては、地方分権の推進を踏まえたいわゆる三位一体改革を盛り込んでおり、この中では、平成18年度末までに、補助金の削減、地方交付税制度の見直し、そして、国税の税源移譲を行うこととなっています。

これらを踏まえるとき、地方財政は、明確な景気回復という状況や根本的な自治、財政制度の見直しがない限りは、構造的に見て、極めて厳しい状況が続いていくことが見込まれます。

本市の財政についても、歳入については、長引く景気の低迷から市税収入の減収、国の三位一体改革を踏まえての国庫補助金の減、地方交付税の見直し等が見込まれ、また、財政調整基金も減少していることから、一般財源額の確保

がかなり厳しい状況となっています。一方、歳出では、少子・高齢社会の進展などから扶助費の増が見込まれ、また、施設管理等に伴う経費など物件費の増なども予想されるところです。このように、収入全体の額が減少している中で、増加する行政需要を吸収して、財政収支のバランスをとるためには、どうしても歳出全体について昨年度以下に抑制していかなければならない状況です。

本市においても、持続可能な財政の確立に向けた着実な収支改善努力を進めて、財政基盤の充実強化を図ることが必要であり、事務事業評価による客観的な評価・検証に基づく事業の見直し、選択を行うとともに、真に必要な事業への予算の重点配分とあわせ、行政と市民との協働を進めることにより、「安心して生き生きと暮らせるまちづくり」に取り組んでいく必要があります。

新年度予算の編成に当たっては、これらの趣旨を認識するとともに、極めて厳しい財政状況を踏まえ、全ての歳出について存廃、制度変更を含めた見直しを行い、事業費を厳しく抑制、見直すとともに、適正な行財政運営を図っていくこととします。全ての職員が英知を結集し、下記により平成16年度予算編成作業を進めるよう通知します。

記

1 基本方針

平成16年度は、「お年寄りから子どもまで、安心して生き生きと暮らせるまち、佐倉市」を目標とし、佐倉市総合計画の実施計画に計上した施策・事業を着実に推進することを基本に、歳入の状況にあわせて、予算編成を行うこととする。

予算要求に当たっては、以下の点を十分考慮し、通年予算として要求するものとする。

優先的に取り組む事業としては、次に掲げる事業とすること。

- ・ 快適環境と災害に強いまちづくりの推進
- ・ スポーツの振興と市民の健康づくりの推進
- ・ 福祉、保健、医療施策の推進
- ・ 教育の充実と文化の振興の推進
- ・ 都市基盤の整備と地域の個性化、活性化の推進

・市民との協働による地域社会づくりの推進

全ての施策について、事業の存廃を含めた聖域なき見直しを行い、その整理合理化を積極的に推進すること。

また、更なるコストの縮減を図るとともに、過去の決算状況を十分に分析し、実績を評価した上で見積ること。

それぞれの事業について、専門性や経済性の観点から、民間に委ねることが効果的な事業は民間に委ねるなど、行政と民間の役割分担を改めて見直すこと。また、PFIの導入など民間活力の活用を検討すること。

時代の変化や多様化する市民ニーズを的確に捉え、スクラップアンドビルドの考え方を踏まえ、施策の実施を通して市民生活の向上を図ること。

2 要求基準

すべての施策を根底から見直すため、経常的経費についても、引き続き、積み上げ方式とする。また、臨時的経費（政策的経費）については、実施計画計上額（内示額）を要求枠とするので各部（局、室）において、この要求枠を限度に予算要求すること。

【総括的な事項】

経常的経費については、マイナスシーリングを基本とする。シーリングを超えて要求する場合は、他の経費（部内の他課の経費との調整も可）を削減して調整すること。また、臨時的経費についても、経費の削減に努め、事業の効果を精査し、要求すること。

すべての事務事業について、部内で十分な論議を行い、要求すること。

予算査定の際、部内の複数事業の要求に対して、財政課から予算枠を提示し、その枠内で部内の各課間において額を調整する方法により、査定する場合があること。

【経常的経費】

義務的経費については、法令等に基づく所要見込額、その他の経費については、指定経費を除き、平成15年度当初予算計上額の95%以内の額とする。

【臨時的経費】

政策的経費については、実施計画に計上された事業（内示のあった事業）

以外の要求を認めないものとし、計画計上額（内示額）を限度とする。なお、実施計画計上事業であっても、直近の状況を踏まえて、実施時期等の再検討は必要であること。

政策的経費で実施計画計上が時間的に間に合わなかった事業のうち、緊急かつ重要なものについては、政策調整課、財政課と協議し、認められたものについてのみ要求すること。

政策的経費以外の臨時的経費で実施計画計上を不要としたものの要求については、財政課と協議し、認められたものについてのみ要求すること。

3 留意事項

【総括的な事項】

予算要求に当たっては、一般財源が前年度から大幅に減少することから、行政評価システムの考え方による事業の客観的評価・検証に基づき、事業の効果を精査し、必要かつ緊急なものを要求すること。

新規及びレベルアップに関する経費については、既存の事務事業のスクラップを図った上で要求すること。

市民協働、市民参画の方策や行政の説明責任などに配慮し、行政サービスの向上につながるようにすること。

市民の要望、議会での審議動向等を的確に把握し、施策への反映に努めること。

【歳入に関する事項】

歳入の根幹となる市税については税制改正の動向、経済情勢などを勘案し適正に見積るとともに、あらゆる徴収率向上策を講じ、積極的に財源の確保を図ること。

使用料・手数料については、市民負担の公平の観点から収納率向上に努めるとともに3年ごとに見直しを図ること。また、利用率の低い施設にあっては、財源の効果的使用の観点からも利用率の向上に努めること。

国・県支出金については、国、県の動向を十分見極め、本市のまちづくりの方向性に合致するものについては、積極的な確保に努めること。

特に補助金については、国は、三位一体改革を踏まえて補助金削減の方針であること、また、県は、市町村等への支援について、補助金に重点を置いたこれまでの手法を見直すこととしているので留意すること。

【歳出に関する事項】

社会環境や市民ニーズが大きく変化している現状を踏まえ、事業の役割や効果について、再評価した上で、真に必要な事業を選択するとともに、コスト縮減に十分配慮すること。

施設の増改築については、資源の有効活用の観点から、既存の施設の積極的な活用を図り、抑制に努めること。また、施設の管理運営等において、既存施設も含め、民間への委託を適正かつ積極的に行うなど、根本的な見直しを図り、効率的な執行体制の実現及び経費の抑制に努めること。

情報システム経費については、市民サービスの向上と事務の効率化を進める観点から、システムの利用状況、費用対効果を精査し、有効性に乏しいシステムは廃止、統合等を行い、効率的なシステム運営を図ること。

市単独補助金については、説明責任を念頭におき、補助の成果を客観的に評価し、統廃合、縮小等の整理合理化に努めること。なお、今後、佐倉市補助金等検討委員会からの提言がなされるので、それを踏まえた検討が引き続き必要であること。

【その他の事項】

特別会計については、適正な負担の確保に留意し、収支の均衡を計ること。

公営企業会計については、企業的性格を十分に発揮し、経営のより一層の合理化を図るとともに、独立採算の確保に努め、一般会計との経費負担区分を明確にするとともに、事業収入の確保、業務運営の合理化・健全化を図り、その事業目的を達成するように努めること。